

確定申告が始まります

2月16日(水)~3月15日(火)〈土・日は除く〉

【受付会場】市民会館第1会議室(2階)
【受付時間】午前9時~11時 午後1時~4時
【問合せ先】税務課市民税係(☎47-1017)

確定申告は、昨年(1月から12月)の所得とその税額を申告するものです。申告の必要な人は、関係書類を早めに準備して記入の上お越しください。

必確定申告人が

【サラリーマン】

大部分のサラリーマン(給与所得者の所得税は、年末調整で精算されていますので、確定申告の必要はありませんが、次の人には、申告が必要です)。

◆給与の年収が2千万円を超える人
◆2カ所以上から給与をもらっている人
◆給与以外の所得が20万円以上の人

【土地や建物を売った人】

土地や建物を売った時の譲渡所得に関する税金は、分離課税といって給与所得などの所得と区別して計算されます。

【そのほかの人】

◆商業、工業、農業、漁業などの自営業の人や医師、弁護士などの自由業の人
◆厚生年金・国民年金などの公的年金や生命保険契約に基づく年金などを受け取った人
◆地代、家賃、配当などの所得より医療費控除として所得から差し引かれます。

控除の申告

△医療費控除△

昨年中に、本人や家族が病気やけがなどで治療を受けた際に支払った医療費は、図の算式により医療費控除として所得から差し引かれます。

医療費控除額の計算方法

$$\text{A} = \text{平成22年中に支払った医療費} - \boxed{\text{保険金などで補てんされる金額※}}$$
$$\text{医療費控除額(最高200万円)} = \boxed{\text{A}} - \boxed{10万円または所得金額の5\%(\text{どちらか少ない額})}$$

申告に必要なもの

◆満期の生命保険金など一時所得がある人
◆申告書(税務署から申告書が届いている人のみ)、印章、帳簿
◆動産所得のある人
◆源泉徴収票(給与、年金などの収入がある人)

申告に必要なもの

申告書(税務署から申告書が届いている人のみ)、印章、帳簿

◆課税明細書など固定資産税の額のわかるもの(家賃など不動産所得のある人)

◆所得税が還付になる場合は、振込先となる申告者本人名義の口座番号の記入が必要です。

◆課税明細書など固定資産税の額のわかるもの(家賃など不動産所得のある人)

◆申告書(税務署から申告書が届いている人のみ)、印章、帳簿

◆動産所得のある人

◆源泉徴収票(給与、年金などの収入がある人)

次の人には直接セントラルへ

青色申告

◆例年税務署で申告をしている人

◆土地、建物、株式等を買った人など分離課税の対象となる災害などで被害を受け、雑損控除を受ける人

◆住宅借入金等特別控除などで控除を受ける人

◆特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける人

◆住宅耐震改修特別控除

○認定長期優良住宅新築等特別税額控除

○住宅特定改修特別税額控除

○認定長期優良住宅新築等特別税額控除

○問合せ先 米子税務署(☎32-4121)

所得税の確定申告書が作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で所得税の確定申告書が作成できます。申告書等作成コーナーで所得税の確定申告書が作成できます。

申告書等作成コーナーで所得税の確定申告書が作成できます。

始まっています

還付申告は

市・県民税の申告

住宅借入金等特別控除

市・県民税の住宅借入金等特別税額控除

所得税の確定申告は、さらに便利で使いやすくなつたe-Taxで！添付書類の提出不要

◆最高5千円の税額控除(平成19年から21年分の確定申告で本控除を受けてない人)

◆還付申告がスピードリーで簡単申告

◆e-Taxを利用するには、電子証明書が必要です。詳しくは国税庁のホームページでご確認ください。

◆添付書類の提出不要

◆還付申告がスピーディーで簡単申告

◆還付申告がスピーディーで簡単